

総社市告示第 2 1 号

総社市「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に関する認定実施要綱（平成 2 8 年総社市告示第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定等に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 2 8 年政令第 8 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （認定申請の添付図書） 第 2 条 省令第 2 0 条第 1 項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。 （1）法第 1 4 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証（法第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。次号において同じ。）	（趣旨） 第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 2 8 年政令第 8 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （認定申請の添付図書） 第 2 条 省令第 2 3 条第 1 項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。 （1）法第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証（法第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。次号において同じ。）

改 正 後	改 正 前
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略 2 <u>省令第30条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</u> (1) <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。次号において同じ。）</u> (2) <u>登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証</u> (3) <u>法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合にあっては、法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）の写し（いずれも当該申請に係る建築物に係るものに限る。）</u> (4) <u>法第35条第1項の規定による認定（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「性能向上計画認定」という。）を受けた場合にあっては、省令第25条第2項（省令第28条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に適合している場合に限る。以下「計画認定通知書」という。）の写し及び検査済証（当該申請に係る建築物に係るものに限る。）の写し</u> (5) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定による認定（同法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）を受けた場合にあっては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項（同令第46条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定低炭素建築物新築等計画（同法第56条の認定低炭素建築物新築等計画をいう。）に適合している場合に限る。）の写し及び検査済証（当該申請に係る建築物に係るものに限る。）の写し</u> (6) <u>品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（建設された住宅に係る</u>

改 正 後	改 正 前
(構造計算適合性判定の準用) 第3条 法第29条第1項の規定による認定の申請をするもの(以下「計画認定申請者」という。)が、法第30条第2項の規定による申出(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。)をする場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3及び第18条第5項から第12項までの規定を準用する。この場合において、同法第6条の3第8項中「当該建築主事等」及び同法第18条第12項中「建築主事等」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 2 市長は、前項の場合において、計画が建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、申請者から同法第6条の3第7項又は第18条第11項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、<u>法第30条第1項の規定による認定(法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「計画認定」という。)</u>をすることができる。 (事前審査) 第4条 略 2 前項に定める適合証は、当該申請に係る計画が<u>法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類</u>であること。	ものに限る。)を受けた場合にあっては、登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書(品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。)(当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準別表1の5の5—1断熱等性能等級に係る評価が等級4, 等級5, 等級6又は等級7であり、かつ、同表の5の5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4, 等級5又は等級6(当該建築物のうち非居住部分以外の部分が法の施行の際現に存するものにあつては日本住宅性能表示基準別表2—1の5の5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級3, 等級4, 等級5又は等級6)であることを証するものに限る。) の写し (7) その他市長が必要と認める図書 (構造計算適合性判定の準用) 第3条 法第34条第1項の規定による認定の申請をするもの(以下「計画認定申請者」という。)が、法第35条第2項の規定による申出(法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。)をする場合は、建築基準法第6条の3及び第18条第5項から第12項までの規定を準用する。この場合において、同法第6条の3第8項中「当該建築主事等」及び同法第18条第12項中「建築主事等」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 2 市長は、前項の場合において、計画が建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、申請者から同法第6条の3第7項又は第18条第11項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、<u>性能向上計画認定</u>をすることができる。 (事前審査) 第4条 略 2 前項に定める適合証は、当該申請に係る計画が<u>法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類</u>であること。 3 <u>法第41条第1項の規定による認定の申請をするもの(以下「基準適合認定申請者」という。)</u>は、市長に申請書を提出する前に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査を依頼し、適合証の交付を受けることがで

改 正 後	改 正 前
(申請取下届) 第5条 計画認定申請者は、<u>計画認定</u>を受ける前に申請を取り下げるときは、申請取下届を市長に提出しなければならない。 (工事の取りやめ等) 第6条 認定建築主は、認定を受けた計画(以下「認定計画」という。)に基づく建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「新築等」という。)を取りやめるときは、工事取りやめ届に<u>省令第24条第2項(省令第27条において準用する場合を含む。)</u>の<u>通知書</u>を添えて、市長に提出しなければならない。 (完了の報告等) 第7条 認定建築主は、<u>認定計画</u>に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、<u>認定計画</u>に従って新築等の工事が行われた旨を建築士等が確認し、速やかに、工事完了報告書に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 検査済証(<u>建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項の規定により交付された検査済証をいう。</u>)の写し(同法第6条第1項に規定する建築工事の場合に限る。) 2 <u>法第32条</u>の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、<u>認定計画</u>に係る建築物状況報告書を市長に提出しなければならない。	<u>きるものとする。</u> <u>4</u> 前項に定める<u>適合証</u>は、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類であること。 (申請取下届) 第5条 計画認定申請者は、<u>性能向上計画認定</u>を受ける前に申請を取り下げるときは、申請取下届を市長に提出しなければならない。 <u>2</u> <u>基準適合認定申請者は、法第41条第2項の規定による認定(以下「基準適合認定」という。)</u>を受ける前に申請を取り下げるときは、<u>申請取下届を市長に提出しなければならない。</u> (工事の取りやめ等) 第6条 認定建築主は、認定を受けた計画に基づく建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「新築等」という。)を取りやめるときは、工事取りやめ届に<u>計画認定通知書</u>を添えて、市長に提出しなければならない。 <u>2</u> <u>基準適合認定を受けたものは、基準適合認定建築物が滅失したとき又は建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったときは、認定取消申請書に省令第31条第2項の通知書を添えて、市長に提出するものとする。</u> (完了の報告等) 第7条 認定建築主は、認定を受けた計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、<u>認定建築物エネルギー消費性能向上計画</u>に従って新築等の工事が行われた旨を建築士等が確認し、速やかに、工事完了報告書に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 検査済証の写し(<u>建築基準法第6条第1項に規定する建築工事の場合に限る。</u>) 2 <u>法第37条</u>の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、<u>認定建築物エネルギー消費性能向上計画</u>に係る建築物状況報告書を市長に提出しなければならない。 <u>3</u> <u>法第43条の規定により市長から報告を求められたものは、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する状況報告書</u>

改 正 後	改 正 前
<u>3 認定計画に基づく建築物について譲渡しを行ったときは、譲渡人及び譲受人に関する報告書を市長に提出しなければならない。</u> (認定しない旨の通知) 第8条 市長は、<u>計画認定</u>の申請の内容について認定をしない場合は、認定しない旨の通知書を申請者に<u>交付するものとする。</u> (改善命令) 第9条 市長は、<u>法第33条</u>の規定による改善命令が必要であると認めるときは、改善命令書により行うものとする。 (認定の取消し) 第10条 市長は、<u>法第34条</u>の規定による認定の取消しが必要であると認めるときは、認定取消通知書により行うものとする。 (助言及び指導) 第11条 市長は、認定建築主に対し、<u>認定計画</u>に係る建築物の新築等に関し必要な助言及び指導を行うことができる。 (軽微な変更の証明に関する事項) 第12条 省令<u>第28条</u>の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書の正本及び副本を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請に添付する図書は、<u>省令第26条</u>の規定を準用する。 3及び4 略	<u>を市長に提出しなければならない。</u> <u>4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画又は基準適合認定建築物について譲渡しを行ったときは、譲渡人及び譲受人に関する報告書を市長に提出しなければならない。</u> (認定しない旨の通知) 第8条 市長は、<u>性能向上計画認定</u>の申請又は<u>基準適合認定</u>の申請の内容について認定をしない場合は、認定しない旨の通知書を申請者に<u>通知する。</u> (改善命令) 第9条 市長は、<u>法第38条</u>の規定による改善命令が必要であると認めるときは、改善命令書により行うものとする。 (認定の取消し) 第10条 市長は、<u>法第39条又は第42条</u>の規定による認定の取消しが必要であると認めるときは、認定取消通知書により行うものとする。 (助言及び指導) 第11条 市長は、認定建築主に対し、<u>認定建築物エネルギー消費性能向上計画</u>に係る建築物の新築等に関し必要な助言及び指導を行うことができる。 (軽微な変更の証明に関する事項) 第12条 省令<u>第29条</u>の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書の正本及び副本を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請に添付する図書は、<u>省令第27条</u>の規定を準用する。 3及び4 略

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の総社市「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に関する認定実施要綱第7条第3項の規定は、この告示による改正前の総社市「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に関する認定実施要綱第5条第2項に規定する基準適合認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物について適用する。